## 多摩都市計画地区計画の決定(稲城市決定)

都市計画押立第一地区地区計画を次のように決定する。

名 称		押立第一地区地区計画		
	位 置 ※	稲城市大字押立字上関地内		
	面 積 ※	約 1. 3ha		
地	也区計画の目標	本地区は、稲城市北東部のJR南武線稲城長沼駅の北側に位置する地区である。稲城市都市計画マスタープランでは、都市内農地等との調和を図りつつ、個性豊かなうるおいのある住宅地の形成を目指す地区として位置づけられている。 本計画では、土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、緑地機能を保有する良好な営農環境と調和した安全安心な住環境の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	生産緑地との共存に配慮しつつ、低層戸建住宅を主体とした閑静で緑豊かなうるおいのある良好な住宅地を形成する。		
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路と公園の機能が損なわれないよう維持保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境を有する住宅地を形成するため、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」、「建築物の緑化率の最低限度」を定める。		
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する事項	緑豊かでうるおいのあるまちなみ形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。		

	1.1	種類	名称	幅員	延長	備考
	地区施		区画道路1号	6.0m	約205m	新 設
	設の		区画道路2号	6.0m	約 75m	新 設
地	配置及	道路	区画道路3号	6.0m	約160m	新 設
	び 規		区画道路4号	5. 0m	約 15m	新 設
区	模		歩行者専用道路1号	4. 0m	約 10m	新 設
				120	) m²	
整	建築	建築物の敷地面積の 最 低 限 度	ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではい。 (1)土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するもの。			
備	物		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	导ないと認めた建築物の敷地。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	等	壁面の位置の制限		弋わる柱の面の位置は、次に持 までの距離は、1.0m以上とす	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
31	に		(2) 隣地境界線までの距離	雅は、0.5m以上とする。		
計	関す		ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。			
画	る事		<ul><li>(1)自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること</li><li>(2)物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること</li></ul>			
	項		(3) 外壁又はこれに代わる	る柱の中心線の長さの合計が	3m以下であること	
		建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限			彩を避け、周辺環境に配慮し 観色彩ガイドラインによるも	-

地区整	建築物等に	垣又はさくの構造の制限	(1) 道路及び公園に面する部分にあっては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが 60cm 以下のもの及び門柱にあっては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。
備計画	関する事項	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は次に掲げる数値とし、特に沿道部への緑化を図る。 10 分の 0.5

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

※印は知事協議事項

〔理由〕土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、緑地機能を保有する良好な営農環境と調和した安全安心な住環境の形成を図るため地区 計画を決定する。